

二本松市立地希望企業紹介制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が造成した工業団地への企業立地を促進するため、分譲を希望する企業（以下「立地希望企業」という。）に関する情報を提供した者に対し、当該情報の提供に対する成約報償を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工業団地等 市の工業団地造成事業特別会計及び工業団地造成事業会計により造成し、市が所有管理する工場用地をいう。
- (2) 立地希望企業情報 製造業等を行うため、対象工業団地等の用地を購入しようとする企業に関する情報をいう。
- (3) 情報提供者 市に立地希望企業情報を提供する個人又は法人（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者に限る。）をいう。
- (4) 成約報償 情報提供者からの立地希望企業情報により、市が誘致活動を行った結果、対象工業団地等において工場用地の分譲契約に至った場合に、市が情報提供者に支払う報償をいう。

(情報提供の方法)

第3条 立地希望企業情報の提供は、原則として、情報提供者が立地希望企業情報提供書（第1号様式。以下「情報提供書」という。）を市へ提出する方法によるものとする。

(情報提供者の要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報提供者となることができない。

- (1) 情報提供書に記載されている企業の役員及び社員並びにこれらの配偶者及び1親等の親族
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に掲げる指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）
- (3) 前2号に掲げる者が役員を務める法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が不相当と認める者

(情報提供書受理書の交付)

第5条 市は、情報提供者から情報提供書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、立地希望企業情報提供書受理書（第2号様式。以下「受理書」という。）

を交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、受理書を交付しないものとする。

- (1) 市が既に把握している立地希望企業情報であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が不相当と認めるとき。

(契約成立通知及び成約報償の支払)

第6条 市は、前条の受理書を交付した日から1年以内（市がやむを得ない事情があると認めた場合は6月を限度に有効期間を延長することができる。）に受理書に記載された企業と工場用地の分譲契約を締結し、当該企業から市に対し分譲代金が納入された場合に契約成立通知書（第3号様式）を情報提供者に送付するものとする。

2 市は、情報提供者から成約報償に係る請求書、受理書その他支払に必要な書類が提出された場合は、成約報償を支払うものとする。

(成約報償の額)

第7条 成約報償は、分譲代金に100分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、消費税及び地方消費税を含み、50万円を限度とする。

(受理書の無効)

第8条 市は、受理書を交付した後、成約報償の支払に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該案件に係る受理書を無効とし、成約報償を支払わない。

- (1) 情報提供者が成約報償を受理する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 不正な行為等により立地希望企業情報を入手したことが明らかになったとき。
- (3) 情報提供者が第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。

(紛争の解決)

第9条 この立地希望企業紹介制度に関し、情報提供者と立地希望企業又は第三者との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。